

船舶事故調査報告書

令和6年7月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和6年3月27日 10時20分ごろ～13時40分ごろの間）
発生場所	不明（福井県南越前町糠漁港北西方沖）
事故の概要	漁船いぶき丸は、たこかご漁の操業を行う目的で出航したのち、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和6年4月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 いぶき丸、0.7トン FK3-12425（漁船登録番号）、個人所有 5.83m(Lr)×1.94m×0.72m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、平成23年6月30日
乗組員等に関する情報	船長 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年8月4日 免許証交付日 令和2年9月28日 （令和8年6月8日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 本船発見場所（後述）の北北西方約8.1海里（M）に位置する越前岬灯台及び南方約5.7Mに位置する立石岬灯台における3月27日の風向及び風速は次のとおりであった。

時刻	越前岬灯台		立石岬灯台	
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)
10:25	北	6	北	2
10:55	北	6	西北西	4
11:25	北	5	西北西	7
11:55	北	6	北西	8
12:25	北	7	北西	9
12:55	北	6	北西	9
13:25	北北西	7	西北西	10

海象：波高 約 1.0～1.5m、潮汐 上げ潮の初期、水温 約 11℃

事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、令和6年3月27日10時20分ごろ、たこかご漁の目的で糠漁港北西方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に向けて同漁港を出航した。

船長の知人（以下「知人A」という。）は、12時00分ごろ糠漁港北西方1,200m付近の沿岸にある畑で農作業中に海上を見た際、本船が糠漁港北西方沖1,300m付近で漂泊しているのを認め、船長の姿は見えなかったが、船上にたこかごが高く積まれていたので操業中と思い、自宅に昼食をとりに戻った。

知人Aは、13時00分ごろ昼食を終えて畑に戻ったところ、本船が1時間前と同じ場所で漂泊しているのを見て不安を感じ、知り合いの漁船の船長（以下「僚船船長A」という。）に電話で知らせた。

僚船船長Aは、13時10分ごろ陸岸から本船を双眼鏡で確認し、船長の姿が見当たらなかったため、13時19分ごろ別の僚船の船長（以下「僚船船長B」という。）に電話連絡して、僚船船長B及び所属する漁業協同組合の組合員3人と共に、僚船（以下「僚船B」という。）で本船に向かった。

僚船Bは、13時40分ごろ糠漁港北西方沖1,320m付近に到着し、僚船Bの乗船者は、本船が無人の状態です定置網に引っ掛かっていること、船外機が微速前進のままになっていることを認め、付近を捜索しても船長が見つからなかったため、13時52分ごろ僚船船長Bが118番通報した。

船長は、海上保安庁の巡視船艇及び航空機、警察及び消防のヘリコプター並びに僚船による捜索が続けられたが発見されず、本船は、僚船Bにより糠漁港にえい航された。

船長は、4月3日12時10分ごろ南越前町甲楽城^{かぶらぎ}漁港南東方1,060m付近の海岸に漂着しているところを釣り人により発見され、釣り人から警察を通じ連絡を受けて現場に到着した消防の救急隊により死亡が確認された。

船長は、病院で死因が短時間での溺水による窒息、死亡推定日が3月27日ごろと検案された。

(図1 参照)



図1 事故発生場所概略図

その他の事項

(1) 本船の操業形態

本船のたこかご漁は、たこかご索の中央部に約15m間隔でたこかご15個とその両側におもりの石を取り付け、たこかご索の両端を浮きの付いた旗に結び付けた仕掛けを1セットとし、3~4セットの仕掛けを水深約15~20mの海中に投入し、約1~2週間後に引き揚げるものであった。(図2及び写真1参照)

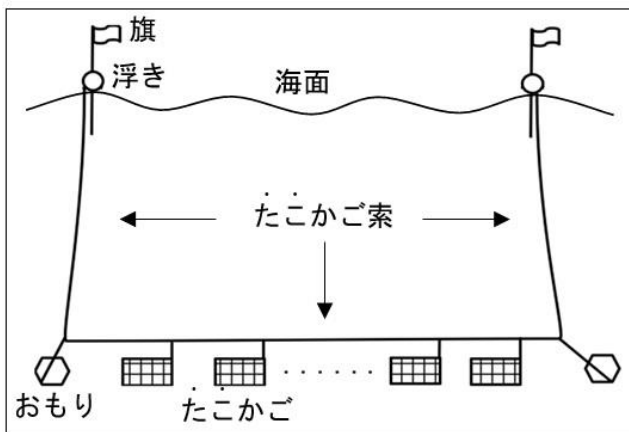


図2 たこかご漁の仕掛け

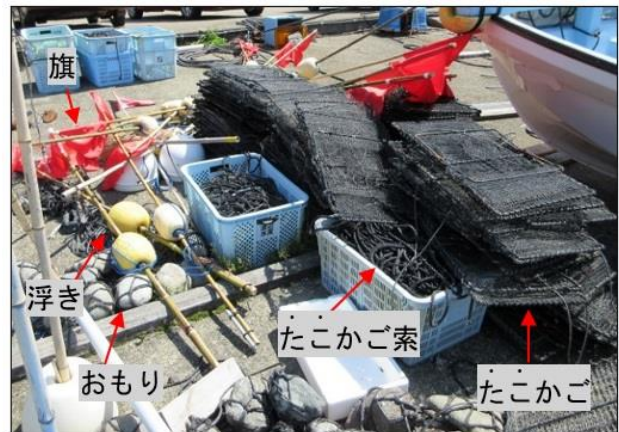


写真1 陸上に並べられた仕掛け

(2) 本船に関する情報

本船は、無人の状態で見つかった際、甲板にたこかご漁の仕掛けが4セットあり、そのうちの1セット目の3つ目のたこかご

まで海中に投入された状態であり、船体に衝突痕などの損傷はなかった。

甲板から舷縁までの高さは、船首部で約45cm、中央部及び船尾部で約40cmであった。また、海面から舷縁までの高さは、船首部、中央部及び船尾部共に約50cmであり、固定ばしご及び縄ばしごはなかった。

操縦スタンド左舷側の物入れには、固型式救命胴衣1着が入っていた。

(写真2、写真3 参照)

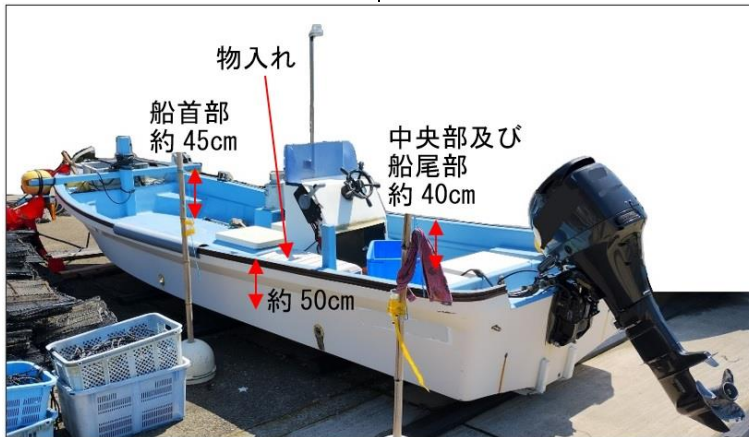


写真2 本船



写真3 物入れに入っていた救命胴衣

(3) 船長に関する情報

船長は、発見された際、長袖シャツの上にセーター及びフリースの上着、ゴム製の手袋、下着の上にタイツ及びズボン、靴下を着用した状態で、本船が発見された場所付近の海中から船長の長靴が発見された。また、救命胴衣は着用しておらず、防水パックに入れられていない携帯電話が首からストラップでぶら下がっていた。

船長は、本件漁場におけるたこかご漁の経験が約30年あり、本事故前、健康状態は良好であったが、定置網漁も行っていたので若干の疲労を感じている様子であった。

船長の家族によれば、船長は、沖で定置網漁を行う際には救命胴衣を着用していたが、陸岸近くで行うたこかご漁の作業時は救命胴衣を着用していないことが多く、ふだん仕掛けを投入する際、船外機を微速前進として操舵スタンドの前に立ち、左手で舵輪を操作しながら右舷側から右手で仕掛けを投入していた。(写真4参照)

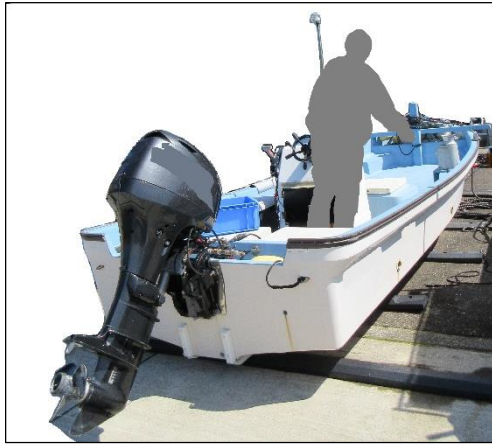


写真4 仕掛け投入時の状況（再現）

船長の家族は、船外機が微速前進のまま、1セット目の仕掛けの3つ目のたこかごまで海中に投入された状態で本船が発見されたので、船長が仕掛けを投入している際、船体が強めの風により揺れるなどして体勢を崩して落水したのではないかと思った。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
不明
不明

船長の死因は、短時間での溺水による窒息であった。

船長は、3月27日10時20分ごろ糠漁港を出航した後、13時40分ごろ本船が糠漁港北西方沖で無人の状態ですり網に引っ掛かって漂流しているところを僚船Bの乗船者に発見されたことから、この間において落水し、溺水して死亡したものと考えられる。

本船は、無人の状態ですり網された際、船体に損傷は認められず、船外機が微速前進のまま仕掛けを投入中の状態で発見されたことから、船長が操業中に強めの風を受け船体が揺れるなどして体勢を崩し落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的情報も十分に得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。

原因

本事故は、本船が、本件漁場で操業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。船長は、操業中に強めの風を受け船体が揺れるなどして体勢を崩し落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的情報も十分に得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 小型漁船の乗船者は、暴露甲板上では救命胴衣を着用すること。
- ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、防水型の携帯電話又は防水

	<p>パックに入れた携帯電話を携行し、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、落水時の船上復帰手段として縄ばしごや固定ばしごを船体に備えておくことが望ましい。
--	--